

健康福祉委員会 令和5年5月26日
福祉部 資料13番
所管 障害福祉課

大田区立障害者福祉施設に係る指定管理者の選定について

令和6年3月31日に指定管理期間が終了となる障害者福祉施設について、大田区立障害者福祉施設条例第3条の4に基づき、指定管理者とする社会福祉法人を選定する。

1 対象施設

名称	所在地	現在の指定管理者
南六郷福祉園	南六郷三丁目23番8号	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会
くすのき園	南六郷三丁目23番9号	
大田生活実習所	萩中二丁目10番11号	社会福祉法人 睦月会

2 指定期間

(1) 南六郷福祉園、くすのき園（予定）

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（2年間※）

※令和6年度から改修・増築工事を行い、令和8年4月の開園時に改めて指定を行うため。

(2) 大田生活実習所

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 選定手続き

(1) 現在の指定管理者の運営状況の評価を、外部の有識者等で構成される評価委員会に諮る。

(2) 評価委員会の審査及び評価の結果、基準を満たしていると判断できた場合は、当該法人を次期指定管理者として選定する。

4 スケジュール（予定）

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 再指定の申出締め切り | 令和5年6月 |
| (2) 評価委員会 | 令和5年9月上旬 |
| (3) 指定管理候補者としての選定 | 令和5年9月下旬 |
| (4) 議会への議案提出 | 令和5年11月 |
| (5) 指定管理者の業務開始 | 令和6年4月 |